

(後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十条 この法律の施行前にされた旧家事審判法第十五条の二第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む)及びこの法律の施行後にされる第四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第十五条の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む)に関する後見登記等に関する法律に定める登記については、なお従前の例による。

(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正)

第一百三十一条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の一部を次のように改定する。

第四条中「ときは」の下に「、職権で」を加える。

第五条 削除

第七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に申し立てられた特定調停に係る事件の手続については、なお従前の例による。

(弁理士法の一一部改正)

第一百三十三条 弁理士法(平成十一年法律第四十九号)の一部を次のように改定する。

第五十二条の五第四項を削る。

第五十三条の三中「第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)を「第八百七十条第一項(第五号に係る部分に限る。)第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」第八百七十条の二に改める。

第五十五条第一項中「第八百七十条(第二号及び第三号)を「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)に改め、同条第三項中「第八百七十条(第十三号)を「第八百七十条第一項(第十号)」に、「第八百七十条(第二号)を「第八百七十条第一項(第一号)に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑罰手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第五十三条第一項中「第八百七十条(第二号及び第三号)を「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)に改め、同条第三項中「第八百七十条(第十三号)を「第八百七十条第一項(第十号)」に、「第八百七十条(第二号)を「第八百七十条第一項(第一号)に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑罰手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第五十四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑罰手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改定する。

第二十一条中「家事審判法(昭和二十一年法律第百五十一号)」を「家事事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二百三十五条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改定する。

第二十一条の四第五項中「第二十八条第四項」を「第二十八条第三項」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第一百三十六条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改定する。

第二百三十九条中「第八百七十条(第十号)」を「第八百七十条第一項(第七号)に改める。

(非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条)に改める。

第二百一十七条第三項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百四十二条」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条」に改める。

第一項の項中「第二百四十二条」を「第二百条」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十七条 前条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律第二百一十七条第三項、第二百一十八条第一項及び第二百三十九条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第二百四十二条に規定する公示催告手続(第二条の規定によりなお従前の例による)とされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第二百条に規定する公示催告手続とみなす。

(農林中央金庫法の一部改正)

第一百三十八条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改定する。

第二十七条の三第五項、第二十八条の二第六項及び第二十九条の二第五項中「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」第八百七十二条の二に改める。

第九十五条中「第八百七十条(第二号及び第三号)」を「第八百七十条第一項(第一号及び第一号)」に改める。

第一百三十九条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改定する。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第一百三十九条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改定する。

第四十二条の五を削る。

第四十三条第二項中「前二条」を「前二条」に、「第四十二条の四」を「前条」に改める。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第一百四十条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改定する。

第十七条の二第五項中「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」第八百七十条の二に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第一百四十一条 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改定する。

第六条中「家事審判法(昭和二十一年法律第百五十一号)第十八条第一項」を「家事事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二百五十七条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条及び第二十五条(忌避に関する部分を除く)の規定は、家庭裁判所調査官について準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

第四十条を次のように改める。

(人事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十二条 この法律の施行前に旧家事審判法第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件については、家事事件手続法第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件とみなして、前条の規定による改正後の人事訴訟法第六条の規定を適用する。

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた訴訟については、前条の規定による改正後の人事訴訟法第三十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に申出があつた前条の規定による改正前の人事訴訟法第四十条に規定する金銭の寄託については、なお従前の例による。